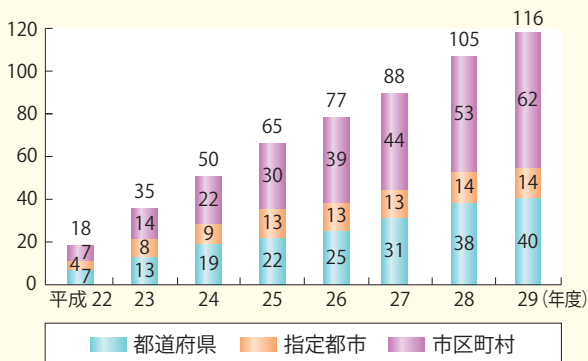


第3-2図 子ども・若者支援地域協議会設置数の推移

◆平成29年度時点で、116自治体に設置。



(出典) 内閣府資料

COLUMN No.3

京都市における子ども・若者総合支援事業について
～ひきこもり支援における関係機関等との連携～

1 「子ども・若者総合支援事業」の概要

京都市では、「子ども・若者育成支援推進法」（以下「法」という。）に基づき、平成22（2010）年10月に「京都市子ども・若者支援地域協議会」を設置するとともに、「子ども・若者総合相談窓口」を開設し、ひきこもり等の困難を有する子供・若者への総合支援事業を開始している。

「子ども・若者総合相談窓口」では、年間500件（実数）を超える様々な相談が寄せられており、電話や来所相談によるアセスメントに基づき、適切な助言を行ったり支援機関につないだりしている。

一方で、ひきこもりに至る要因が明確でないようないわゆる社会的なひきこもりの方に対しては、複数の支援機関による連携を図り、本人及びご家族の気持ちに寄り添い、一緒に考えていく見守り型の支援が必要である。

このため、京都市では、同協議会の支援の主導的役割を担う指定支援機関である（公財）京都市ユースサービス協会に、寄り添い型・見守り型支援を行う「支援コーディネーター」を本市独自に配置し、年間100ケースの個別支援を行っている。